

The background features a complex pattern of thin, black, overlapping lines that form various geometric shapes, including triangles and polygons, creating a sense of depth and movement.

これを行えば
当たり前前に患者は増える！

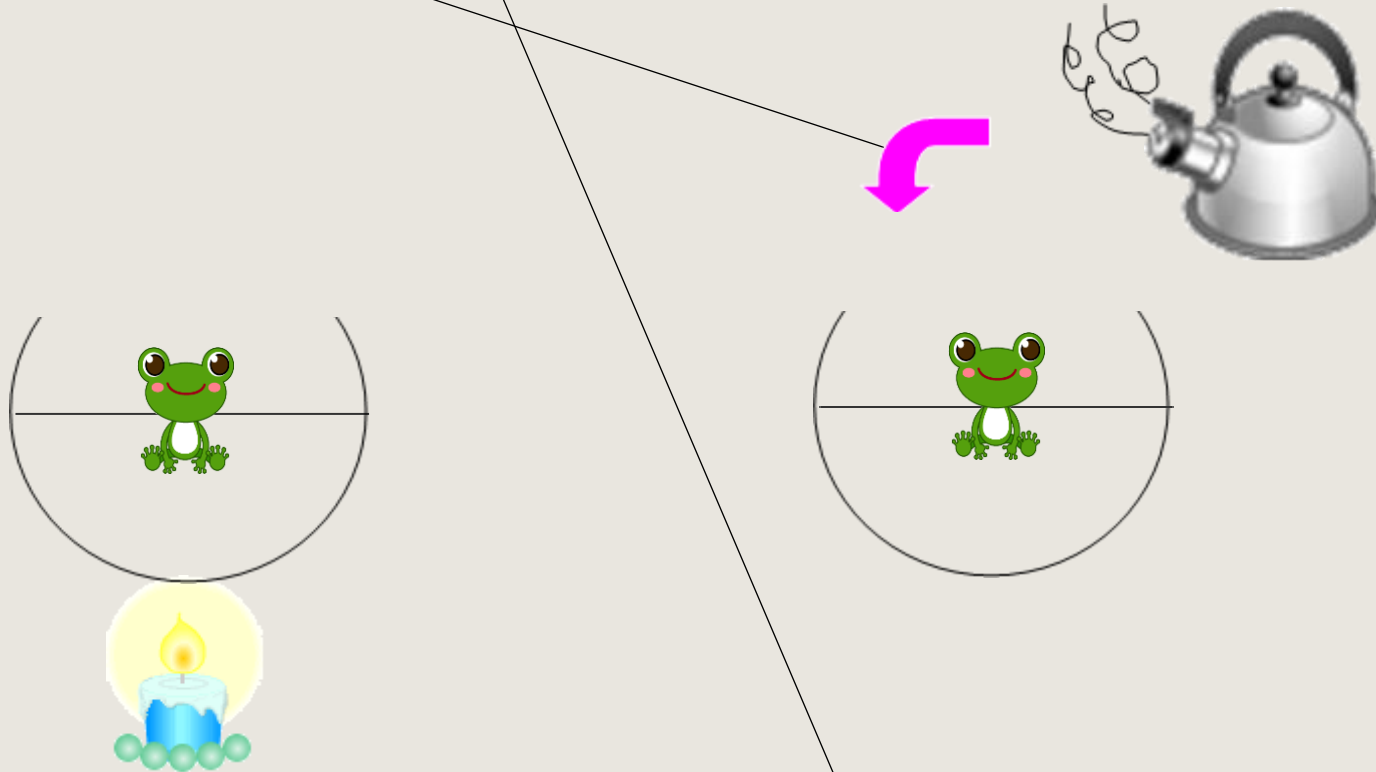
(公社) 栃木県柔道整復師会
会長 田代 富夫

今日参加者している方が
どんなメモを取るかで、成功
するかないかは、もう決まっ
ている

私が話したことを、そのま
まメモしている人の多くは、
あまり成功しない

では、何を書いている人
が成功するのか？

どちらのカエルが死にますか？



料金改定で柔整療養費が元に戻ることはない

本来接骨院数が増えれば、柔整療養費が総枠で増えるのが当たり前

柔整療養費減少の原因は「健康保険は使えませんシリーズ」と患者調査攻勢にあることは明らか

効果的な対応として誰が何をすべきか

いま、まず解決すべき
大きな課題は、2つ

- ・外傷に対する知識を高め
施術に反映させること

- ・患者の柔整療養費に
対する理解を高め安心
感を構築すること

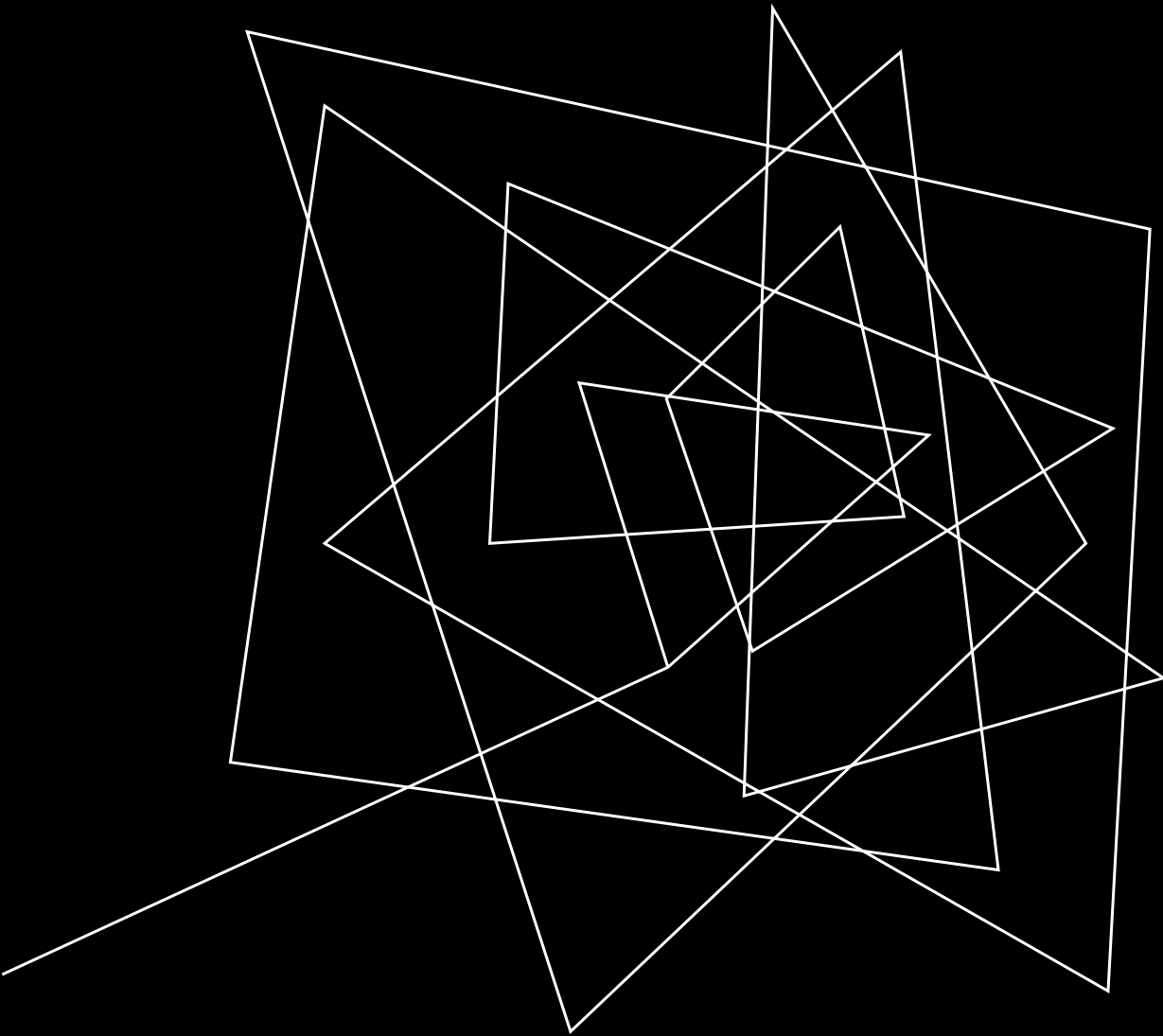
外傷に対する知識
を高め施術に反映さ
せるとは？



柔道整復師が取り扱う柔整療養費上の外傷とは？

柔整療養費の経緯を知る

- 急性、亜急性外傷を取り扱うとされていたが、外傷性が明らかなものとされた
- 急性、亜急性の文言がなくなったことで、一部の保険者や柔整師の一部も急性外傷のみが対象になったと誤解している
(急性外傷とは思われないという理由で返戻が来るようになっている)
- 厚労省は、急性、亜急性の文言がなくなったことで柔整療養費の取り扱いの範囲が変わったわけではないと明言している (厚労省通知QA)
- ではそもそも亜急性外傷にあたるものとは、どんなものなのか？
- **MSDマニュアル家庭版**の内容を参照



MSDマニュアルとは？

1887年に初めて出版されたこの医学マニュアルは、米国とカナダ（米国、カナダではMERCKマニュアル）以外の国々では現在MSDマニュアルとして知られており、世界で最も広く利用される医学情報源の一つになっています。

MSDマニュアルの中の外傷に関する参考項目 I

ねんざとその他の軟部組織の損傷の概要

軟部組織やその他の筋骨格系の損傷が起こる**最も一般的な原因は外傷**です。

外傷には次のような種類があります。

- 転倒や自動車事故、一部のスポーツ（例えばアメリカンフットボール）などで、直接的な力が加わって起こるもの
- **日常生活で行う動作や振ったり持ち上げたりする動作によって、繰り返し摩耗や裂傷が生じて起こるもの**
- 運動選手の過剰なトレーニングなどで起こる、体の使いすぎによるもの

MSDマニュアルの中の外傷に関する参考項目Ⅱ

スポーツ外傷の概要

スポーツ外傷は、運動選手やスポーツに参加する人によくみられます。従来からスポーツ外傷として捉えられがちな外傷の中には、スポーツをしていない人にも起こるものがあります。例えば、**主婦や工場労働者**は、テニスをしていなくてもしばしばテニス肘になることがあります。

一般的に、スポーツ外傷は次の4つのカテゴリーに分類されます。

- **酷使**
- **鈍的外傷**（転倒やタックルなどによる外傷）
- **骨折と脱臼**
- **ねんざ（靭帯の損傷）と挫傷**（筋肉の損傷）

患者は、日常生活で行う動作や振ったり持ち上げたりする動作によって、繰り返し摩擦や裂傷が生じて起こるものや運動選手の過剰なトレーニングなどで起こる、体の使いすぎによるもの、いわゆる酷使によるものなどによる外傷をケガとは、認識していない。

(アンケート調査では、ケガが療養費対象の選択肢となっている)

初検時の患者への説明とアンケート調査が後から来ることへの説明の確立が重要

初検時の患者への説明の注意点

1. まず患者が1番聞きたいことを伝えていない
2. ケガや肉離れ、筋肉の傷、外傷などの言葉を使って、明確に伝えているか
3. 徒手検査でも超音波観察でも良いので必ず見える検査（患者自身も変化等を確認できるもの）を行って説明するとともに変化を見せる

アンケート調査が後から来ることへの説明

他の医療機関に通院があるか、問題のある健保組合などではないかをはじめに確認する。

アンケートがなぜ来るのか、どう対応すべきかを説明する。

- 伝えておきたいことをパンフレットにしておく
- 保険取り扱いにすべきか自由施術とすべきかの基準を明確にしておく
- どの部位のどの外傷に対して施術するのかを明確に伝える。

アンケート調査が後から来ることへの説明 対策編 情報発信能力を高める

パンフレットの例

接骨院・整骨院をご利用の皆様へ
『健康保険の取り扱い』についてのお知らせ

Q・どんなときなら『接骨院・整骨院』で保険証がつかえるの？

A・接骨院・整骨院では・・・
捻挫・挫傷(スジ・筋肉・靭帯などが痛くなった)・打撲・肉離れ・骨折や脱臼などで・・・
健康保険証を使った治療を受けることができます。

昔から『スジを違えた』『スジを伸ばした』ということを言いますが、これらは捻挫や挫傷
肉離れなどがほとんどです。ひどく『ひねったり・ぶついたり』しなくても、繰り返しの
動作や、長く続く負担で関節を悪くしたり、筋肉・腱・靭帯などが『知らず知らず』に
傷ついています。この時にいためたという実感がなくとも、外傷とは思われないことが
あります。これらも外傷の範疇ですので健康保険が使えます。

A・接骨院・整骨院では・・・
単なる肩こりや筋肉疲労と思っているも、痛みが出た原因があつて
筋肉などの軟部組織を傷つけている場合などは
健康保険での治療対象となります。

公益社団法人栃木県柔道整復師会 ©



メルマガを利用した例

〇〇〇〇様

いつもご来院ありがとうございます 😊💡


最近、健康保険組合や保険者から『接骨院・整骨院のかかり方』について
のパンフレットやアンケート等が送られてきますが、内容が間違っているものや、
治療の機会を妨げることを目的とした不適切なものまで見られるよう
になりました。

誤解がないように、疑問に思ったことはいつでもお気軽に当院にご相談く
ださい。

アンケート形式で送られてくる患者調査などは、何ヶ月もたってから来るため、
あいまいな記憶で適当に書いてしまうと「保険は支払わないので全額
自分で払ってください」などと後から通知が来たりします。

田代接骨院グループでは、そのようなことにならないよう、初診時に予診
票を書いていただき保険の適用範囲をご説明して保険の適用か自費でご
負担いただくもの(自由診療となるもの)かどうかを判断して施術してござ
いますので、保険診療の場合は、こちらで把握した初診時の内容を正しく回答
すれば、保険が使えなくなるようなことはありません。

そのようなアンケートやチラシが届いて、ご不明なことがありましたら、いつ
でもお気軽にご相談ください。



医師の使う傷病名と柔整療養費の
負傷名は、大きく違うことを理解する

柔整療養費の負傷名は、柔整療養費
で請求できる負傷名をすべてカバーして
いるわけではない。

もともと柔整療養費の負傷名は、**包
括された傷病名**として扱われており、外
傷性が明らかなものであっても、それを明
確に示す傷病名がないものがあり、これ
については、従来から一番近い傷病名
を選択して請求してきており、これは振り
替え請求や水増し請求には当たらない。

経営に役立つ指標

指標から何が読み取れるのかを理解する
何を改善すべきかを
具体的に計画して実行する

| 指標 | 測定 | マイナス要因 | プラス要因 |
|----------------|---------------------|------------------|-------------------|
| 来院したくないイメージの発信 | 自院のイメージ発信内容 | 痛い、怖い、長い、待たず、古臭い | 優しい施術、治ると思い通院している |
| 自院の外部での評判 | 過去に来院した新患、初めての新患比率 | 過去に来院した新患が多い | 全く初めての新患が多い |
| 施術時間 | 患者1人当たりの手技時間 | 10分以上 | 5分以内 |
| 初検時の満足度 | 1回で来なくなった患者数 | 月に何人かはいる | ほとんどいない |
| 最大施術可能人数 | ピーク時に最大1時間で何人施術できるか | 5人以内 | 10人以上 |

ヒントと考慮事項

**長所はすぐ生かす、
短所はコツコツ改善する**


- 固定患者と愛顧患者の違いを知る
- 自院の改善点は、独身の若い女性に聞け
- 自分の施術の売りと診たい患者を明確に
- 短くてもスタッフとのミーティングの時間を取る
- 誰がいつ、どこで、何をどのように実行するかを決めておく
- 併診対策と医接連携を確立する
- 保険外施術と混合診療の考えを明確に

口コミを増やすために

- 広告、折り込み、看板は、一番効率が悪い
- ホームページは次に効率が悪い
- 1番効率が良いのは？
- 口コミをしてくれる人は決まっている
- 固定患者は口コミしない
- DMの内容は診たい患者にターゲットを絞る
- DMの法則を知る

おまけの情報 = 柔整療養費の料金改定の現実

- 柔整療養費の料金改定は、医科の影響値の1/2（マイナスの時も同様）
- 医科の影響値が決定し柔整療養費が決まった範囲で何が変えられるかが議論となる
- さまざまな要望を出したとしてもその影響値の予算枠でなければ取り上げられることはない
- 論点は、枠内で改定できる範囲の中で納得できる理論づけとなる
- 予算枠ありきの改定なので予算確保のための他の項目の減額の検討も論点となる
- 最近の検討専門委員会の論点は、適正化（長期頻回と受領委任払いの停止、明細書発行）が常に中心、次からは部位転がし対策



よい情報は、互いに
共有していきましょう

公益社団法人栃木県柔道整復師会

会長 田代 富夫